

介護支援専門員の皆様へ

京都府健康福祉部高齢者支援課

令和8年度介護支援専門員更新研修及び介護支援専門員証の 資格更新について（お知らせ）

平素は介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、介護支援専門員につきましては、平成18年度から『資格の更新制度』が導入され、「更新手続きを行わない場合、介護支援専門員としての実務に従事できない（※）」こととなっております。

皆さんは、令和9年4月1日～令和10年3月31日の間に介護支援専門員証（以下、「証」という。）に記載の有効期間が満了を迎えます。

更新研修及び更新手続きについては、別添資料のとおりご案内いたしますので、ご自身の証の有効期間を確認いただき、あらかじめ証の更新に必要な研修を受講の上、漏れなく証の更新を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、更新研修については、4月上旬に京都府及び公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下、「京都府介護支援専門員会」）のホームページに開催要綱等を掲載いたしますので、更新研修の日程等をご確認の上、京都府介護支援専門員会までお申込みください。

また、令和5年度から Zoom 等を使用したオンラインでの研修を主として、各自で講義動画を視聴する e ラーニングによる研修を実施しています。受講には、インターネット環境やパソコン等が必要ですので、各自で準備をお願いいたします。

※ 更新手続きを行わず、証の有効期間の満了後に、介護支援専門員としての業務に従事した場合、介護支援専門員資格の登録削除の対象となりますのでご注意ください。

記

【送付書類の内容】

- ・介護支援専門員更新研修及び介護支援専門員証の更新手続き等について（概要）…P.1～4
- ・別紙 1 更新研修における実務経験の区分（範囲）について …P.5
- ・別紙 2 介護支援専門員証の更新手続きについて …P.6

担当	高齢者支援課 介護計画・企画係
電話	075-414-4578

介護支援専門員更新研修及び介護支援専門員証の 更新手続き等について

1 概 要

介護支援専門員として実務に従事するためには、「介護支援専門員証」（以下、「証」という。）の交付を受ける必要があります。証の有効期間は5年となっておりますので、あらかじめ更新に必要な研修（以下、「更新研修」という。）を修了した上で、有効期間内に証の更新手続きを行う必要があります。

（注）法令等により、介護支援専門員の資格が必要とされる場合（居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにおけるケアプランの作成、介護認定調査等）は、必ず証の交付を受ける必要があります。

（注）現在、介護支援専門員としての業務に従事していないなどの場合は、証の有効期限が一旦失効しても登録は残りますので、再研修を修了した上で、証の再交付申請を行うことにより再び証の交付を受けることもできます。

2 証の有効期間

更新研修を修了後、証の有効期間内に更新手続きを行うことにより、証の有効期間は、現在の証に記載の有効期間満了日の5年後まで更新されます。

（注）更新研修を修了しただけでは、証は更新されません。必ず、証の有効期間内に更新手続きを行ってください。

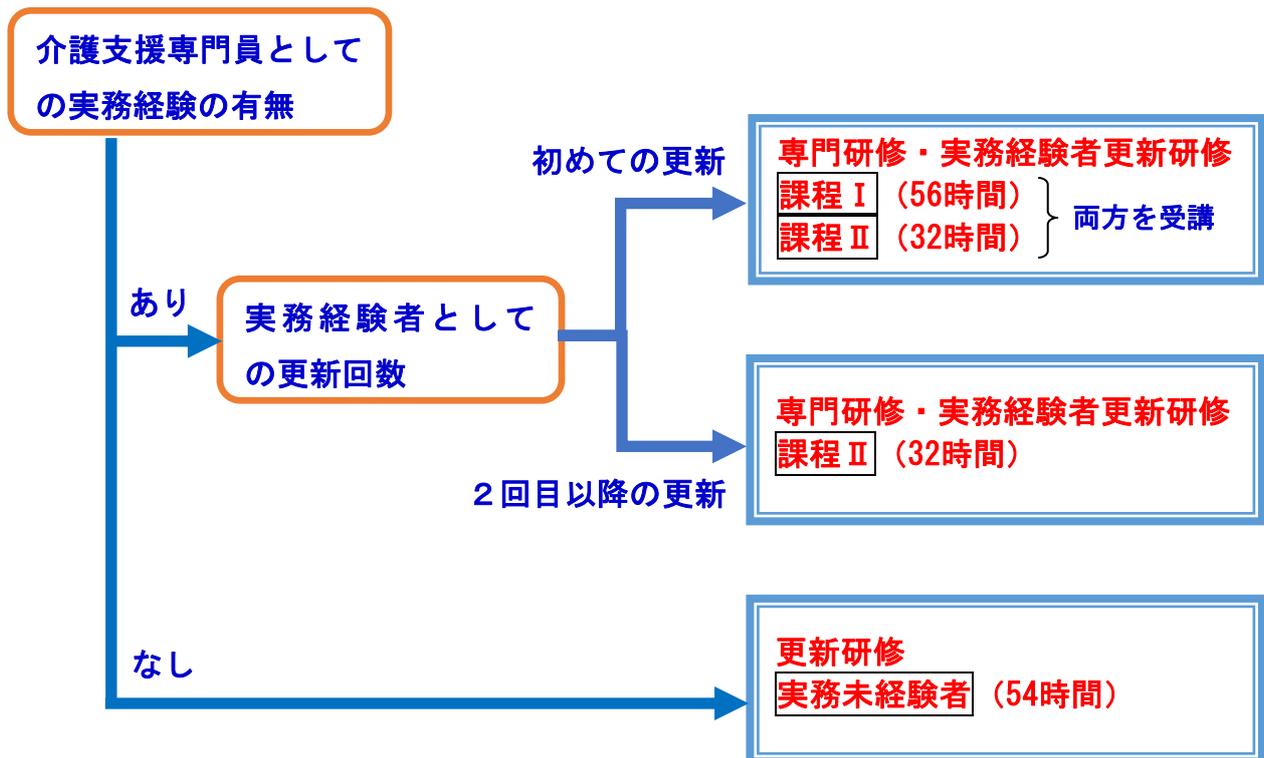
3 更新研修の種類

(1) 種類について

証の更新に必要な更新研修の種類は、更新の回数や、実務経験の有無によって異なりますので、下記の区分をご確認の上、該当する研修を受講していただく必要があります。

更新研修は、原則として、証の有効期間満了日の属する年度の前年度に受講いただくことになります。

【更新研修の種類】



(注) 実務経験の有無の判断基準については、P 5 [別紙 1] を参照願います。

(注) 主任介護支援専門員の方は、上記によらず、「主任介護支援専門員更新研修」を修了することにより、証の更新手続きを行うことができます。

(注) 以前に実務未経験者研修又は再研修を修了して証を更新した方が、実務経験を経てから初めて更新する場合は、課程Ⅰと課程Ⅱの両方を受講していただく必要があります。

(2) 実施時期・日程について

令和8年度の各研修の日程や受講要件等の詳細は、4月上旬に京都府及び京都府介護支援専門員会のホームページに掲載します。

【京都府ホームページ】介護支援専門員（研修・試験・更新手続等）

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/13800003.html>

なお、令和3年度までは、事業所宛てに『京都府介護支援専門員研修のご案内【保存版】』を送付させていただいておりましたが、介護支援専門員に関する研修の情報をよりタイムリーに提供させていただくために、令和4年度から冊子は廃止し、ホームページでのご案内としております。

(3) 研修受講料の支払い方法について

受講料は納付書または京都府庁等の窓口によりお支払いいただきます。詳細は、後日、京都府及び京都府介護支援専門員会のホームページに掲載する開催要綱にてお知らせします。

4 証の更新申請手続き

更新研修を修了後に、証の更新申請を行っていただきます。

証の更新申請の受付は、証の有効期間満了日の1年前から可能ですので、更新研修を修了された方は、必ず有効期間満了日までに、必要な添付書類を添えて更新申請手続きを行ってください。

なお、更新申請の申請書様式は京都府ホームページからダウンロードください。

【京都府ホームページ】介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについて

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/2kaigosisenmoninsyounokousintetuzuki.html>

(注) 更新申請の申請書様式は、更新研修の申込用紙ではありませんので、ご注意ください。

(注) 更新申請手続きの詳細は、P6 [別紙2] を参照願います。

5 他の都道府県での研修受講や登録移転を希望する方へのお知らせ

(1) 他の都道府県で更新研修の受講を希望する場合

更新研修は、原則として、登録している都道府県で受講していただきます。やむを得ない理由により、他の都道府県での受講を希望する場合は、御自身で、受講を希望する都道府県の介護保険担当課へ受講の可否を確認いただき、受講が可能であれば、下記の京都府ホームページに登載しております「受講地変更願」に必要事項を記載して、当課あてご提出願います。

【京都府ホームページ】介護支援専門員法定研修の受講地変更について

<https://www.pref.kyoto.jp/kourei-engou/news/02kaigoshiensenmoninkensyujyukoutihenkou.html>

(2) 他の都道府県への登録移転を希望する場合

介護支援専門員の登録を、京都府から当該都道府県へ移転する手続きが必要となります。

手続きについては、御自身で、移転先の都道府県の介護保険担当課へお問い合わせください。

6 証の失効

証の有効期間満了日までに更新手続きを行わないと、証が失効し、介護支援専門員の資格に基づく業務に従事することができなくなります。

証の失効後、介護支援専門員として再び業務に従事しようとする場合は、**再研修**を受講し、証の再交付を受ける必要があります（試験の再受験の必要はありません）。

この場合、証の有効期間は証の交付日から5年間となります。

再研修の日程や受講要件等の詳細は、京都府又は京都府介護支援専門員会のホームページでご確認ください。

(注) 証が失効した状態で介護支援専門員としての資格に基づく業務に従事した場合は、介護支援専門員資格の登録消除の対象となりますのでくれぐれもご注意ください。（登録消除されると、5年間は介護支援専門員になることができません。）

更新研修における実務経験の区分（範囲）について

更新研修は、介護支援専門員としての実務経験の有無により異なります。
実務経験の考え方・区分（範囲）は以下のとおりです。

1 実務経験の考え方について

現在お持ちの証の有効期間満了日から遡って5年以内に実務経験がある場合は、期間の長短に関わらず実務経験者となります。

ただし、受講者本人がケアマネジメントした事例を指定の期限までに提出できない場合は受講ができなくなりますので、開催要綱の受講条件にご注意ください。

2 実務経験の区分（範囲）について

- 実務経験とは、以下の事業所又は施設において、介護支援専門員としてケアマネジメント業務（アセスメントからモニタリング・評価までの一連）に従事したことをいいます。

- 1 居宅介護支援事業所
- 2 特定施設入居者生活介護
- 3 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 4 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設）
- 5 介護予防特定施設入居者生活介護
- 6 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- 7 介護予防支援事業所（地域包括支援センター等）

- 次のような場合は法定研修における実務経験として認められません。
 - ・ 要介護（要支援）認定のための認定調査
 - ・ 利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事
 - ・ 事業対象者のケアマネジメント業務

介護支援専門員証の更新手続きについて

更新研修修了後、下記により証の更新申請手続きを行ってください。

証の有効期間が満了すると、更新研修を修了していても、更新手続きができなくなり、再研修の受講が必要となりますので、早めに手続きをお願いします。

記

1 証の更新手続きに必要な書類

(1) 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書（様式 7）

※京都府ホームページからダウンロードください。

【京都府ホームページ】介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについて

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/2kaigosiensenmoninsyounokousintetuzuki.html>

(2) 写真 2 枚（同じ写真）

- ・ 大きさ：縦 3 cm、横 2.4 cm、申請前 6 ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 無帽、正面、上半身、無背景
- ・ 1 枚は申請書に貼付し、もう 1 枚は裏側に氏名及び撮影年月日を記入ください。

(3) 交付手数料 2,140 円分

※納付書または京都府庁等の窓口でお支払いいただきます。

※手数料の納付可能場所は、京都府ホームページに掲載しております。

【京都府ホームページ】庁舎窓口で納付する場合の納付場所のご案内

<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/news/documents/nouhubasyo.pdf>

(4) 介護支援専門員証（原本）

(5) 更新研修の修了証書の写し

(6) 本人確認書類

詳細は交付申請書裏面の必要書類リストをご確認ください。

※ 京都府に介護支援専門員として登録されて以降、氏名や住所に変更があり、京都府に届け出していない場合は、介護支援専門員登録事項変更届出書（様式 4-1）も合わせてご提出願います。

2 介護支援専門員証の更新申請の手続き

更新研修修了後、上記の必要書類を揃えて、下記まで郵送してください。（更新研修が未修了の場合、証の更新申請は受け付けられませんので、ご注意ください。）

【郵送先】 〒602-8570 （住所の記載は省略できます）

京都府健康福祉部 高齢者支援課 介護計画・企画係 あて